

ケッテラー社会経済理論における「自治」と国家

木村周市朗

—

ヴィルヘルム・エマヌエル・フォン・ケッテラー (Wilhelm Emmanuel von Ketteler, 1811—1877) の名は、十九世紀ドイツにおけるカトリック社会運動の伝統のなかで、「社会的司教」として、ひとときわ輝いている。「フランクフルト国民議会」や第一回マインツ「カトリック会議」での発言と、マインツ司教座聖堂での一連の待降節説教⁽¹⁾によって、一八四八年以来、既に若干の人々の注目を浴びていた⁽²⁾ケッテラー男爵が、マインツ司教の肩書で『労働者問題とキリスト教』⁽³⁾を公刊したのは、一八六四年春のことである。このケッテラーの名著は、別稿⁽⁴⁾で概観したとおり、時代の風雲児フェルディナント・ラッサール (F. Lassalle) の理論と運動に触発され、自由主義への闘争と「労働者生産組合」 (Produktivassoziation) の提唱とを基軸にしつつ、ラッサールの主張をカトリック国家社会観に包摂することによって換骨奪胎し、それを通じて、カトリック独自の「労働者問題」対策を提示するという時代の要請にこたえようとしたものであった。しかしケッテラーは、この国家補助を排した「労働者問題とキリスト教」を公刊したのは、一八六四年春のことである。このケッテラーの名著は、別稿⁽⁴⁾で概観したとおり、時代の風雲児フェルディナント・ラッサール (F. Lassalle) の理論と運動に触発され、自由主義への闘争と「労働者生産組合」 (Produktivassoziation) の提唱とを基軸にしつつ、ラッサールの主張をカトリック国家社会観に包摂することによって換骨奪胎し、それを通じて、カトリック独自の「労働者問題」対策を提示するという時代の要請にこたえようとしたものであった。しかしケッテラーは、この国家補助を排した「労働者問題とキリスト教」を公刊したのは、一八六四年春のことである。

ケッテラー社会経済理論における「自治」と国家

働者生産組合」の理念の実現を、その後間もなくはほ断念し、むしろ一八六九年には、労働者の「団結」と国家による労働者保護立法とを要求するに至る。本稿では、この年にケッテラーが行なったオッフエンバッハでの説教と、同じくフルダで開かれたドイツ「司教会議」での報告とを、主としてとりあげ、とくに社会政策思想史上のケッテラーのこの重大な推転のはらむ意味を、当時の時代情況とケッテラー自身の根本国家論と社会論との両面から、模索してみたい。

- (1) W. E. v. Ketteler, Die großen sozialen Fragen der Gegenwart, Sechs Predigten gehalten im hohen Dom zu Mainz, Mainz 1849 [Abk.: Ketteler, Predigten].
- (2) とはいえ、ケッテラーがドイツ「三月革命」そのものにおいて果たした役割は、「九月蜂起」で殺害されたプロイセン反動将校のために弔辞を読んだことで人に知られるようになった、というだけのものではなかった。Vgl. W. E. v. Ketteler, Leichenrede am Grabe der am 18. September 1848 zu Frankfurt a. M. gewaltsam Ermordeten und der im Kampfe gegen die Aufständischen Gefallenen (21. Sep. 1848), in: Wilhelm Emmanuel von Kottelers Schriften, hrsg. v. J. Mumbauer, Kempten und München 1911 [Abk.: KS], Bd. 2, S. 188ff.
- (3) W. E. v. Ketteler, Die Arbeiterfrage und das Christenthum, 2. Aufl., Mainz 1864 [Abk.: Ketteler, Arbeiterfrage].
- (4) 拙稿「ラッサールとケッテラー——十九世紀ドイツ・カトリック社会経済思想史の側面——」、『成城大学経済研究』第五五・五六合併号（一九七六年一二月）所収。
- (5) W. E. v. Ketteler, Die Arbeiterbewegung und ihr Streben im Verhältnis zu Religion und Sittlichkeit,

Eine Ansprache gehalten auf der Liebfrauen-Harke am 25. Juli 1869, 3. Aufl., Mainz 1869 [Abk.: Ketteler, Arbeiterbewegung].

(9) W. E. v. Ketteler, Fürsorge der Kirche für Fabrikarbeiter, Ein Referat für die Konferenz der Bischöfe Deutschlands zu Fulda im September 1869 [Abk.: Ketteler, Fürsorge], in: KS, Bd. 3, S. 145ff.

— 11 —

一八六九年九月二五日、ベルギーからケルン、ボン、マインツなどを巡ったマルクス(K. Marx)は、ハノーファーから、マンチェスターのエンゲルス(F. Engels)宛に手紙を書いた。「このベルギー旅行やアーヘン滞在やライン遡航にさいして僕が確信したのは、精神的に、とくにカトリック地方では、坊主どもをやっつけなければならぬ、ということだ。僕はこの趣旨でインタナショナルをつうじて活動するだろう。こいつらは(たとえ)マインツの司教ケッテラー、デュッセルドルフ大会での牧師たち、等々)、それが適切だと思われると、労働者問題に媚を呈している。われわれは事実上一八四八年には彼らのために働いて、ただ彼らだけが反動時代に革命の果実を享受したのだ。」⁽¹⁾

事実、一八四八年一〇月の第一回マインツ「カトリック会議」は、「いまこそ、新たに闘いとられた集会・結社の自由、任意の言論・新聞の自由を、断固手に取り、それらを宗教と教会のために利用すべきである」と決議⁽²⁾していたし、ドイツ・カトリックのこの政治的・社会的覚醒は、カトリック陣営全体としての広がりにおいて、「三月前期」のバーダー(F. X. v. Baader)やブス(F. J. R. v. Buss)らの運動の単発性を乗り越え、しかも「反

「カトリック議員団」の創設にみられるように、従来の教会政策闘争を有効に遂行しえたのである。⁽³⁾

他方、ケッテラーがマイン河畔のオフフェンバッハ近郊の丘の上で、五千人も一万人ともいわれる労働者大衆を前に説教し、労働者の「団結」と國家の労働者保護立法とを主張したのは、このマルクスの手紙のちょうど二カ月前の七月二五日であつたし、⁽⁴⁾同じく労働者保護立法を含む一連の社会政策的提案を内容とするケッテラーの報告の舞台となつたフルダ「司教会議」は、同年九月一日に開かれていた。⁽⁵⁾そしてその五日後にデュッセルドルフで開催された「カトリック会議」では、「社会問題」担当部局の新設と、労働者の経済的・道徳的改善をめざす地域組織（「キリスト教社会協会」）の設立とが決議され、六週間前のケッテラーのオフフェンバッハ説教の諸論点が推奨されたのである。⁽⁶⁾

既に以上のことからもうかがわれるように、実は一八六九年はドイツ・カトリック社会運動の流れのなかで一つの画期をなす年であり、それも、伝統あるマインツ司教という強力な地位と政治家的資質とに恵まれてカトリック陣営の指揮官たりえたほかならぬケッテラーその人が、社会運動の方法上の推転をはかつた、ということ、その実質的内容とする。彼のオフフェンバッハ説教は、今日では「キリスト教労働運動のマグナ・カルタ」⁽⁷⁾とさえ呼ばれている。ちょうどこの時期にライン廻航を試みマインツにも滞在したマルクスがいだいた上述の批評は、ライン＝ヴェストファーレンがドイツのカトリック人口の集中地帯であつたこと⁽⁸⁾を同時に想起すれば、カトリックの「坊主ども」、とりわけ「マインツの司教ケッテラー」が、「革命の果実を享受した」「反動時代」を経て、いま再び「労働者問題」に新たに本格的に専念しつつあることを見抜いた点で、鋭く、かつ極めてタイム

リーなものであったといえよう。

しかし我々は、ケッテラーの提示した方法上のこの推転のはらむ意味を問う前に、一八六九年のケッテラーの二つの演説の具体的内容を把握しておこう。

フランクフルトに近いオッフエンバッハでのケッテラーの説教は、本来、「その地方においても増大しつつある労働運動」⁽⁹⁾も宗教と結びつけてはじめて成果がえられるのだということを、とくに多数の「工場労働者」に対して直接啓蒙することを企図していたもののだが、そこで説かれた主要論点は、第一に、労働者の「団結」および「ストライキ」の是認であり、第二に、国家による労働者保護立法の要求である。すなわち、「共同の努力で自分たちの利益と権利とを貫徹するために労働者を組織するという方向は……正当であり、効果があり、そればかりか不可避的でさえある。」⁽¹⁰⁾「イギリスのトレード・ユニオンが資本と大企業に対抗してきた主要な手段はストライキであった。このストライキは経営を妨げることによって、また、労働を中止する労働者の側で賃銀を失わせることによって、労働者に利益よりむしろ損害を与えたと、しばしば主張される。しかしこれは一般に誤りである。つい最近イギリス人ソーントン (Thorton) が心服させるに足るやり方で示したように、ストライキは賃金を著しく上昇させた……。このようなトレード・ユニオンの範例に従って、いまやドイツでも組合がつくれ、それには汝らのうちの少なからざる者が加入している。このような賃銀の正当な引上げの努力は、確かに非難すべきことではない」と⁽¹¹⁾。そしてケッテラーは、労働者階級の以下の諸要求を、正当なものとして是認する。

(一)「労働時間の短縮」、(二)「休日の許可」、(三)「就学義務年令の児童の工場労働の禁止」、(四)「婦人、母親、少女の工場労働の禁止」、これである。⁽¹²⁾

他方、フルダ「司教会議」におけるケッターの報告は、オフフェンバッハ演説にくらべて、より具体的、実地的な提言を含んでいる。それは、一八六七年のパリ万国博覧会の審査公報（ル・ルー Alfred Le Roux の執筆したもの）からそのまま引用された、「労働者問題」対策のための十一項目にわたる諸施設・諸制度の一覧と、ケッター自身がそのうえに第十二項として付け加えた「労働者の保護のための国家立法の活動」⁽¹⁴⁾として示されている。前者は、労働者の共済組合的なさまざまな金庫、病院、学校などの諸施設や労使協調的な労働関係諸制度のキリスト教的慈善精神による実現をめざすものであり、後者は、とくに以下の諸項目から成る。(一)「児童の早期の工場労働の禁止」、(二)「身体的・精神的発育に利するための、工場就業児童の労働時間の制限」、(三)「仕事場における性の分離」、(四)「健康を害するような仕事場の閉鎖」、(五)「労働時間の規制（労働時間法）」、(六)「日曜休業制」、(七)「自己の過失なしに工場施設で一時的な失業し永久に労働不能になった労働者に対する賠償支払い」、(八)「公益的労働者協同組合の法的保護および助成（一八六八年七月四日の、生活・産業協同組合の私法的地位に関する北ドイツ連邦法）」、(九)「公的工場検査官の任命による、労働立法の実施に対する国家の取締り」、以上である。

このように、ケッターが一八六九年に明確に打ち出したものは、第一に、労働者（とくに工場労働者）の「団結」ないし組織化（およびその法的助成）の方向であり、第二に、国家の労働者保護立法の要求であった。これは、その五年前の『労働者問題とキリスト教』において、ラッサールの「労働者生産組合」の主張をとり入れつつも国家補助を排して究極的には信者の寄付というカタラスに依存していた段階とは、断然一線を画す内容である。ケッターの思想上の、少なくとも方策についての、この大転回は、第一に、「労働者生産組合」から

労働組合へ、第二に、「社会問題」領域に対する国家の役割の否定ないし黙殺からその積極的肯定へ、従って第三に、教会に依存するカリタス一辺倒から国家社会政策の承認へ、或いは Seelsorge から Sozialsorge へ」というさまざまなレベルでの推転を含んでいる。しかしそれらを根底において規定している要因は、実は、資本主義社会発展の「全体系はくつがえされえぬのであるから」という、この段階ではじめて鮮明化される現状追認的な、しかしケッテラー自身にとっては冷徹かつ悲痛な、現実認識なのである。

オッフエンバッハでケッテラーはいう、「国民経済の全領域における無条件の自由」によって、つまり「以前のすべての諸結合の解体によって、労働者は完全に孤立し、全く自分ひとりが頼りであるような状態となった……近代国民経済の諸原理は、労働者の人間力と資本家の手中の貨幣力とに関して、相対立する作用をおよぼした。労働者は自分の力だけで……孤立し、それとは逆に、貨幣力は集中した。」それゆえ労働者がこの「孤立化」と「無力化」とを打ち破り、「貨幣力」の「集中」に対抗するために、自分たちの「結合と団結」を志向することとは、「国民経済上の諸原理の帰結として、いまや真に自然必然的なものとなっており、従って宗教はこの志向それ自体に対しては何も言うことはない」と（傍点は引用者。とくに指示せぬかぎり以下も同じ）。この現実認識があつたからこそ、労働者の「団結」を「不可避的でさえある」と言明しえたのである。さらにフルダでは、ケッテラーは全ドイツの司教仲間にもっと直截に言う、「近代工業体系が近い将来に他のもっと良い体系によって取って代わられるというみこみは全くない。むしろ（イギリスと同様に）ドイツにおいても、資本の集中、工場制大経営が、あらゆる領域でますます先行し、同じ程度で手工業者階級、小経営の解体を促進し、他人に依存する労働者および無産大衆の数を増大せしめざるをえない。我々はこれ以外の何ものをも期待してはな

らないし、期待できないのであり、いかなる世俗の力も、かかる事態の進行を阻止することはできない。⁽¹⁶⁾「問題は完全に成熟している。上述の弊害の存在ないし次第次第の発達は、すべての党派によって認められている」と。⁽¹⁷⁾

「人が適切にも（万人の万人に対する闘争）と特徴づけたところの近代国民経済学教義の原理」、とどまるところを知らぬこの自由主義的∥資本主義的経済発展、この現実に対する冷徹な、或いは悲痛な認識は、ケッターをして、「このすさんだ大衆のキリスト教化を考える前に、まずはじめに彼らを人間化（Humanisierung）するための諸制度がつくらねばならない」と言わしめたのである。⁽¹⁸⁾では、いかにして。資本の「全体系は、くつがえされぬのであるから、それを緩和し、その個々の悪しき結果のすべてに対して相応の救済策を捜し、その体系のなかで良きものに、その天恵に、労働者をも可能なかぎり参加せしめること、これが問題である」と。⁽¹⁹⁾

このように資本主義的経済社会発展を一つの不可避的な現実として認識したケッターは、なおかつその「無制限の自由」への批判を放棄せぬかぎり、必然的に、明白に、一つの体制内改良の思想と方策を打ち出さざるをえない。それが具体的には、上述のような労働者の組織化と国家の労働者保護立法の要求という形であらわれたのである。しかもその場合注目されることは、ケッターが国家の役割を、労働者の組織化の法的助成（つまり「団結」の自由の付与）と労働者保護立法とに限定し、他方で教会の使命をも「精神的援助」∥啓蒙活動に限定し、労働者組織と教会組織との峻別さえ主張していることである。⁽²⁰⁾それゆえ、我々はケッターの具体的な個々の方策そのものよりも、むしろ、このような冷徹な現実認識をケッターにせまった動因がどこにあったのか、この方策上の転回がケッターの根本国家∥社会論によってどのようにしてささえられ、また、何がそのための転軸器として働いたのか、ということこそ、問わねばなるまい。それを媒介してはじめて、ケッターのこの

新しい二つの主張のはらむ意味も、ケッテラー自身に即して把握できることとなるであらう。そこで我々は、まず、上述のケッテラーの現実認識が、直接にはどのような環境のなかで生まれてきたかを、検証することにしよう。

- (1) 大月版『マルクス・エンゲルス全集』第三二巻、二九六頁。
- (2) Zit. bei: A. Erdmann, Die christliche Arbeiterbewegung in Deutschland, 2. Aufl., Stuttgart 1909, S. 71.
- (3) Vgl. z. B. K. Bachem, Vorgeschichte, Geschichte und Politik der deutschen Zentrumspartei, zugleich ein Beitrag zur Geschichte der katholischen Bewegung, sowie zur allgemeinen Geschichte des neueren und neuesten Deutschland 1815—1914, Bd. 2, Neudruck der Ausgabe Köln 1929, Köln 1967, S. 86f.
- (4) のちに同年八月五日付の序言を加えて、『宗教および道徳とのかわりからみた労働運動とその目標』と題して公刊された。
- (5) 草稿は同年七月二六日付、その後『工場労働者に対する教会の救護』と題して、同年十一月六日付の Christlich-soziale Blätter 第一〇号紙上に掲載後、六ペニラの抜刷として公刊された。
- (6) Vgl. z. B. F. Müller, Zur Beurteilung des Kapitalismus in der katholischen Publizistik des 19. Jahrhunderts, in: W. Schwer u. F. Müller, Der deutsche Katholizismus im Zeitalter des Kapitalismus, Augsburg 1932, S. 182ff.; A. Erdmann, a. a. O., S. 74f. 次のようにケントマン・ウァン・H (F. Hitzel) が触発されたのめ、この「会議」をめぐってであった。
- (7) H. Grebing, Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Ein Überblick, München 1966, S. 59.

ケントナー社会雑誌掲載の「西郊」の図象

- (∞) Vgl. z. B. H. Anhofer, O. Engels, J. B. Hirschmann, H. H. Walz, Deutschland (V) Religiöse Verhältnisse, in: Staatslexikon der Görres-Gesellschaft, 6. Aufl., Freiburg [Abk.: StL], Bd. 2, 1958, Sp. 815ff.
- (5) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 2.
- (10) Ebenda, S. 6; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 188.
- (11) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 7f.; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 190f.
- (12) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 11ff.; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 195ff.
- (13) Ketteler, Fürsorge, in: KS, Bd. 3, S. 156ff.
- (14) Ebenda, S. 161f.
- (15) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 5; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 187.
- (16) Ketteler, Fürsorge, in: KS, Bd. 3, S. 149.
- (17) Ebenda, S. 154.
- (18) Ebenda, S. 148.
- (19) Ebenda, S. 154.
- (20) Ebenda, S. 162ff.

III

一八六四年春に『労働者問題とキリスト教』で主張された「労働者生産組合」の理念は、最晩年に至るまでケ

ッテラーの頭の片隅に残っていたとはいへ、⁽¹⁾その後間もなく彼の社会政策的思考全体のなかでは著しくその地位を低下させた。確かにケッテラーは当時ラッサールや福音派牧師フーバー(V. A. Huber)にその具体的方策をたずねるとともに、みずから組合設立のための計画書を立案するなど、⁽²⁾これを真剣に考えていたのだが、実現にはいたらず、ほとんど唯一の実施例であったカプチン会士テオドシウス(P. Theodosius)によるペーメンでの織物工場の失敗をみるにおよんで、「労働者生産組合」に対するケッテラーの態度は急速にネガティブなものになっていった。

信徒の寄付にその設立資金をあおごうとするケッテラーの「労働者生産組合」の構想は、本来、無一物の工場賃労働者階級だけで担いうるようなものではなく、むしろカトリック資本家をも含む広範な中産階級を背景にもつ発想であろう。『労働者問題とキリスト教』においてケッテラーが把握した「労働者問題」とは、「たんに本来の意味における労働者、つまり賃労働者、日雇労働者のみならず……小手工業者・職人……小家屋所有者、小地主をも含む⁽⁴⁾」、広義の「手工労働者大衆⁽⁵⁾」の問題にほかならず、ラッサールの「全ドイツ労働者協会」さえもが、実質的には手工業者層をその担い手としていたのであった。しかし、いまやケッテラーがオッフエンバッハの丘の上でみたものは、多数の「工場労働者」の群であった。それゆえこの説教の冒頭にいわく、「汝らはこの地方の全人口の大部分をなす。汝らの村がしばしば工場に変わっているか、または汝らが近隣の工場都市へと大挙移動しているかのいずれかが現出している……。労働者階級、とりわけ工場労働者階級は、今日では、ますます強力になりつつある一つの運動に襲われている。しかも汝らはこの運動のただなかにいるのだ⁽⁶⁾」。従って、一八六九年のケッテラーにとっては、「労働者問題」とは、既になによりもまず「工場労働者階級」の問題であっ

た。「労働者生産組合」の現実の失敗と労働運動の伸張とは、ケッターをして労働組合の結成を是認する方向に向かわしめざるをえない。

既に一八六四年の秋には、ケッターは「純然たる労働者生産組合」と「パートナー組合」とを区別し、後者については、オッフェンバッハ説教においても若干ふれられている。この「労働者にも営業利益の一部分を与えようとする組合」の構想は、「労働者生産組合」を断念してゆく過程の一つの産物であると同時に、「パートナーシャフト」の主張それ自体は、カトリックの労使協調的職分秩序観の反映したものにはかななるまい。確かにケッターはオッフェンバッハにおいて労働者の「ストライキ」を是認したのだが、しかし同時にケッターは、賃上げ運動のもつ二つの「限界」として、第一に、「営業の収益性」に存するところの「自然的限界」と、第二に、「雇主と労働者との間の闘争ではなく両者間の合法的平和が目的である」という意味における「正当な限界」とを、指摘することを忘れなかった。

では、ケッターは「労働者生産組合」の理念とともにラッサール流の「賃銀鉄則」をも放棄したのであろうか。オッフェンバッハにおけるソントンへの言及は、確かに「ストライキ」の有効性の主張のためのものであつたにしても、本来「賃銀基金説」とは表裏の関係にある「賃銀鉄則」そのものについてはケッターはなんの説明もせず、専ら宗教道徳的次元の話に終始していることからみて、「賃銀鉄則」の放棄如何という問い自体が、そもそも不毛のものかもしれない。ただしフルダでは、「労働者の賃銀は……労働に對する需要と供給の支配するところでは平均の労賃を常にまさに不可欠の生計費に還元するという〈経済鉄則〉“ehernes ökonomisches Gesetz”に從う」と明言していたし、同じ一八六九年末に第一回ヴァチカン公会議のためローマに向かうさい、たとえケ

ッテラーが『資本論』を携行した⁽¹²⁾にしても、一八七七年(死の年)の遺稿ではなお、「国民の大部分の生計が依存している絶望的な法則、つまり労働をその価格が需要と供給によって決定されるところの商品たらしめる法則⁽¹³⁾」の存在を認めているのだから、事実としては、ケッテラーは生涯ラッサール譲りの、生存費説の一面的強調の立場にとどまっていたとみなしてもよいであろう。問題は経済理論ではなく、いかにしてカトリック労働者にアピールするか、これであった。

ところで「労働者生産組合」の実現を半ば断念したケッテラーにとっては、一八六九年までの数年間は、より現実的な新しい方向を見出すための模索の過程であった。既に一八六五年の遺稿では、「組合的自助が、自由主義の個人主義的自助に代わらねばならない。その場合、国家の側の理性的支援をこばむものではない⁽¹⁴⁾」と述べ、同年一月のマインツ「職人組合」創立記念祭での説教では、「もし国家が、巨大かつ重要な企業を国家補助によって支援する義務をみずから負っているとみなすならば、国家は労働者階級を支援することを免れることはできない⁽¹⁵⁾」と説き、既に労働者の組織化と国家の役割の積極的評価という二つの方向を、かなり鮮明に打ち出していたのだが、それはまだ具体的な要求を伴わぬ漠然とした一般論にとどまっていた。その後ケッテラーはこの二つの方向を模索し、一八六九年にはじめて、オッフエンバッハとフルダで、体系的に公然化することになる。しかし同時にこの模索の過程は、ケッテラーにとっては、あたかもかつてラッサールから「労働者生産組合」の理念を借用したのと同様に、ラッサール亡きあとの「全ドイツ労働者協会」の「労働者問題」対策を研究し、それを再び自分のものにしてゆく過程でもあった。

ケッテラーはラッサールの激越な扇動家的個性にひかれ、ラッサールもまた自分に対する「マインツ司教」の

「好意と称賛とを利用したのであったが、その後、たとえば一八六五年の上記のマインツ「職人組合」でのケッテラーの説教が、同年一月二四日付の「ラッサール派」(シュヴァイツァー J. B. v. Schweizer) の機関紙 *Social-Democrat* に掲載されたことからもうかがえるように、ケッテラーと「ラッサール派」との親和関係は強力である。しかしそれは、ケッテラーが「ラッサール派」を支持していたという意味では決してない。確かに一八六六年五月二五日に、ケッテラーは三人の労働者の質問に対して、「一般に、私が全ドイツ労働者協会の本来の使命を知るかぎり、またそれが率直で明白なものであるかぎり、協会への加入は、誠実なカトリック教徒の義務と相容れないものではないと考える」とこたえたのだが、この回答は、実は、一方でラッサール個人の創設した「協会」の意図そのものは是認しつつ、他方では、それによって逆に、内部権力抗争にあけくれ反宗教的態度を強めている現在の「協会」を否認する、という二重構造をもち、ケッテラーの意図は、このとき既に、「ラッサール派」に対するカトリック労働者の警戒心を喚起することにこそ存していたのである。前掲別稿でみたように、ケッテラーは既に一八四八年の待降節説教で、カトリック所有権論を武器として、自由主義と社会主義の左右両極端を拒否し第三の道を志向する、というカトリック独自の思考パターンを原則的に明示していたのだが、それ以来のカトリック教会の「社会問題」領域への介入それ自体は、本質的には、なによりも労働者がカトリック教会から離脱するのを防止することをこそめざすものであり、いまや彼らがとりわけ社会民主主義陣営に走るのを阻止することが問題であった。とはいえ、ケッテラーは、そこに利用できるものがあればそれをすかさず取り入れる。一八六七年二月はじめのマインツ聖職者グループの代弁紙 *Mainzer Journal* 上に、ケッテラーは匿名で、同年一月にベルリンで開かれた「ラッサール派」の総会(19)に関する三つの論説を書き、婦人労働および労働時間

の法的規制（とくに日曜休業制）の問題をとりあげた⁽²⁰⁾。Social-Democrat を読んでいたケッテラーが、同年秋の北ドイツ連邦議会におけるシュヴァイツァーの労働者保護立法提案の試みとその失敗⁽²¹⁾とを知らぬわけがないのである。オッフエンバッハにおいても、労働者の「休日の許可」の要求を是認するにさいして「労働者党の機関紙」⁽²²⁾に言及しているのは、おそらく Social-Democrat のことであろうし、同じく「就学義務年令の児童の工場労働の禁止」については、「ドイツ・タバコ労働組合」の会長であり「ラッサール派」の論客でもあったフリッチェ (F. W. Fritzsche) の北ドイツ連邦議会での全面禁止の要求⁽²³⁾を高く評価しているのである⁽²⁴⁾。

他方、一八六八年九月のニュルンベルクにおける「ドイツ労働者協会連盟」大会で「国際労働者協会」の綱領を採択した「インター派」は、ケッテラーにとっては既に「急進派」として、これもまた脅威であった⁽²⁵⁾。そして逆もまたそうである。翌年五月三一日にベルリンの一労働者集会でリープクネヒト (W. Liebknecht) が「社会主義が否定する側面」を語り、「司教ケッテラー」が社会主義的諸要求をとりあげることによって社会主義運動に対する阻止勢力としてたちあらわれていると演説したのは、はじめにみた同年秋のマルクスの手紙の内容を具体的に先取りしたものととして、事の本質をついていた。まさにケッテラーにとっては、労働運動の具体的要求目をカトリック陣営の社会政策的主張のなかにとり入れ、それによって彼らの教会からの離脱を阻止することこそが問題であった。それゆえ、オッフエンバッハでは、「虚栄と名誉欲とを満足させるために奉仕する、曖昧で空想的な社会主義的志向」⁽²⁸⁾に対する労働者の警戒をうながし、フルダではもっと歯に衣させずに、「教会は労働者のめんどろをみなければならぬ。というのも、さもない場合には、彼らはいたるところで、キリスト教を全然意に介さぬか敵視する党派 (シユルツェーリッテ Schulse-Dalitzsch、社会民主党)、または少なくともカ

トリック教会の門外者であるような党派の手に落ちるであらうからである」と、司教仲間を鼓舞したのである。⁽²⁹⁾

ケッテラーが一八六九年に打ち出した新しい二つの方向は、主として「ラッサール派」の主張と実践からくみとられたのであったが、とくに労働者の組織化、労働組合運動の評価の方向については、一八六八年における、シュヴァイツァーの「全ドイツ労働組合連盟」、ベーベル (A. Bebel) の「国際労働組合」および、とくにイギリスのトレード・ユニオンズをドイツに「紹介」したヒルシュ (M. Hirsch) の「ヒルシュドゥンカー派組合」⁽³⁰⁾の、集中的な誕生が作用したとみてよいであろうし、未来の「講壇社会主義者」で、自由主義的な「下から」の労働組合論で知られることになる若きルヨ・ブレンターノ (L. Brentano) が、哲学者である兄フランツとともにケッテラーと親交を結び、一八六八―六九年のイギリス旅行中にその地の情報をケッテラーに書き送ったこと⁽³¹⁾も、それなりに一定の影響をおよぼしたと思われる。

労働者の組織化と国家の労働者保護立法という、一八六九年に公然化された二つの新しい方向は、以上のように、より現実的な方策の模索のなかで、そして直接には当時の時代環境、とりわけ社会民主主義陣営との交渉のなかで、芽ばえてきたのであったが、この間のドイツにおける政治的大事件は、いうまでもなく一八六六年の「ドイツ戦争」(普墺戦争)であり、これがケッテラーに与えた思想的インパクトは、実は極めて甚大であった。この模索の過程で、ケッテラーのいだいた社会政策的方策にかかわる推転をその根底において決定づけ、促進したものは、この戦争のもたらしたドイツの新情勢であり、ケッテラーの上述の冷徹な現実認識もそれを背後にもつ。我々は次に、この大事件のインパクトを、ケッテラー自身の根本国家Ⅱ社会論のなかでとらえてみよう。

(1) 一八七七年の遺稿では、「いわゆる労働者生産組合とパートナー組合は……労働者のほんの小部分を助けうるにす

- 加むに於るべし」(W. E. v. Ketteler, Kann ein katholischer Arbeiter Mitglied der sozialistischen Arbeiterpartei sein? [Abk.: Ketteler, Arbeiterpartei], in: KS, Bd. 3, S. 178f.) に於る。
- (2) 前掲註釋『成英大業經濟研究』第五五・五六合冊中『三十三頁以下』等に於て三十三頁(四)を參照。
- (3) Vgl. z. B. A. Franz, Der soziale Katholizismus in Deutschland bis zum Tode Kettelers, M. Gladbach 1914, S. 225, 243f.
- (4) Ketteler, Arbeiterfrage, S. 7; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 6.
- (5) Numerisches Verhältnis der Arbeiterclassen zur Gesamtbevölkerung, in: Ketteler, Arbeiterfrage, S. 166. 上の卷末付録統計表に於ては、當時の全人口に対する「全工場労働者」の百分比は、ドイツ諸邦の大部分が數パーセントに達せしめられたかの「工場労働者」の姿を獨立して論じらるるが、そのとて無意味であつたに於るべし。
- (6) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 3; Ders., in: KS, B. 3, S. 184f.
- (7) Vgl. z. B. F. Vigener, Ketteler, Ein deutsches Bischofsleben des 19. Jahrhunderts, München u. Berlin 1924, S. 460; F. J. Stegmann, Der soziale Katholizismus und die Mitbestimmung in Deutschland, Vom Beginn der Industrialisierung bis zum Jahre 1933, Paderborn 1974, S. 49.
- (8) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 21; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 209.
- (9) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 8; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 192.
- (10) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 10; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 194.
- (11) Ketteler, Fürsorge, in: KS, Bd. 3, S. 146f.
- (12) Vgl. z. B. L. Lenhart, Bischof Ketteler, Staatspolitiker-Sozialpolitiker-Kirchenpolitiker, Kettelers

カントナー社会経済理論における「自治」と国家

literarische staats-, sozial- und kirchenpolitische Initiative in seiner und unserer Zeit, Eine literarisch-literarische Studie zu seinem Schrifttum, Mainz 1966, S. 112. カントナーが『資本論』の存在を知ったのは、*カントナー Social-Democrat* の一八六八年一月二二日号から五月六日号までの二二回連載のシムウマインマーによる『資本論』第一巻の論評か、または、ごくた翌六九年三月一七日の、『資本論』に依拠したシムウマインマーのボブリン連邦議会での演説かたまたまではないか (Vgl. Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages des Norddeutschen Bundes, I. Legislatur-Periode, Session 1869, Verlag der Buchdruckerei der „Norddeutschen Allgemeinen Zeitung“ (W. Wobke), 3Bde., Berlin 1869 [Abk.: Stenographische Berichte], Bd. 1, S. 114ff., insb. 118.)°

- (17) Ketteler, Arbeiterpartei, in: KS, Bd. 3, S. 175.
- (18) Zit. bei: A. Franz, a. a. O., S. 226. Auch vgl. F. J. Stegmann, a. a. O., S. 50.
- (19) Zit. bei: A. Franz, a. a. O., S. 215. Auch vgl. F. Vignier, a. a. O., S. 541; H. Grebing, a. a. O., S. 59.
- (20) 前掲拙稿『成城大学経済研究』第五五・五六合併号「三一九頁以下」*等*の三七頁注(2)° 参照。
- (21) Vgl. F. Vignier, a. a. O., S. 541 Anm. 4.
- (22) Zit. bei: W. Bredendiek, Christliche Sozialreformer des 19. Jahrhunderts, Leipzig 1953, S. 233; A. Erdmann, a. a. O., S. 43f. Auch vgl. z. B. F. Vignier, a. a. O., S. 463f.; P. Grebe, Die Arbeiterfrage bei Lange, Ketteler, Jörg, Schäffle, Aufgezeigt an ihrer Auseinandersetzung mit Lassalle, Berlin 1935, S. 72.
- (23) Vgl. F. Mehring, Geschichte der Deutschen Sozialdemokratie, in: Gesammelte Schriften, hrsg. v. Th. Höhle, H. Koch, J. Schleifstein, Bd. 2, Berlin 1960, S. 266f.

(20) Vgl. F. Vignier, a. a. O., S. 542ff.

(21) Vgl. G. Mayer, Johann Baptist von Schweitzer und die Sozialdemokratie, Ein Beitrag zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Jena 1909, S. 205; F. Mehring, a. a. O., S. 274f.

(22) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 12; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 197.

(23) Stenographische Berichte, Bd. 2, S. 676. 演説は一八六九年四月二十九日である。なお、この会期におけるシュヴァンターの一般演説については、前掲注(21)を参照。

(24) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 14f.; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 200f. マッチャラーの「ストラライキ」是譯^カ前年八月の「ラッサール派」のコンノルトク総会での議論を想起せよ。Vgl. F. Mehring, a. a. O., S. 306ff.

(25) Vgl. Fünfter Vereinstag der deutschen Arbeitervereine am 5., 6. und 7. September 1868 zu Nürnberg, in: Die ersten deutschen Sozialisten-Kongresse, Urkunden aus der Jugendzeit der deutschen Sozialdemokratie (1865—1875), hrsg. v. der Frankfurter Volksstimme, Frankfurt a. M. 1906, S. 33ff. — 83

(26) オフフンクンで、「労働運動の先頭に立っている人々の間で、いかにくりかえし周期的に激しい闘争が突発してつづむことか。この瞬間でも、それと事情は同じである」(Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 6; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 189.)と叫んだケッテラーは、「シュヴァイツラーとリープタネヒトとの論争の存在は知っているたはずである。ただし、社会民主主義陣営内の理論闘争それ自体はケッテラーにとつてはほとんど無縁である。」

(27) 「ブルジョワジーのすべての敵たちが、社会主義が否定する、側面に調子をあわせている。ワーゲンナー (Wagner) と司教ケッテラー、オーストリア帝国議会のカトリックの坊主ども、プロイセン模範国家のプロテスタントのユニカー——彼らはすべて、最も急進的な社会主義者と同じほど声高にブルジョワジーを呪詛し、それと同じスローガンを利用してゐる。このことは、ブルジョワジーとの闘いがそれ自体としてはたんに民主的なものではないという

ケッテラー社会経済理論をたぐる「西紀」と国家

「*Die Freiheit der Bewegung des Menschen*」(傍点は原文のイタリック)

(W. Liebknecht, Über die politische Stellung der Sozialdemokratie insbesondere mit Bezug auf den Reichstag, Ein Vortrag gehalten in der öffentlichen Versammlung des demokratischen Arbeitervereins zu Berlin am 31. Mai 1869, Neue unveränderte Aufl., Berlin 1893, S. 9.)

(87) Ketteler, Arbeiterbewegung, S. 21; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 210.

(88) Ketteler, Fürsorge, in: KS, Bd. 3, S. 153f.

(89) Vgl. z. B. L. Brentano, Die Hirsch-Dunckerschen Gewerkervereine, Eine Replik, in: Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich, 3. Jg., Leipzig 1879, S. 487ff.

(16) Vgl. L. Brentano, Mein Leben im Kampf um die soziale Entwicklung Deutschlands, Jena 1931 [Abk.: Brentano, Mein Leben], S. 48 Anm. 1.

四

本来ケッテラーは国家の権能をすべて否定していたのであろうか。決してそうではない。たとえば一八六二年の『自由、権威および教会』では、ケッテラーは「神の恩寵の国家」ないし「自由と自治に基づく国家」と、「人間の恩寵の国家」ないし「絶対主義的法治国家⁽¹⁾」とを峻別し、前者こそがケッテラーの理想の国家である。目下の「絶対主義」とは、「近代自由主義」にはかならない。それに対して、「機械的」なものではなく、「有機的」なもの、自然の有機体に発する生活共同体の内的きずなを保持し発展させる国家を、ケッテラーは希求する。他方、ケッテラーは「自治」、つまり「他人の権利を犯さぬかぎり自己の選択に従って自由な自決をし、自

己の問題をみずから司る権能⁽²⁾を擁護する。しかも「自治」とは、たんに個人的・直接的事象にとどまらず、人間の本性に基づく「社会的諸結合」をも内包するものであり、家族、ゲマインデ、国家および特殊目的諸団体などの多様な結合体すべてにおける「自治」の権利が、「政治的・社会的自由の本質」⁽³⁾にほかならない。それゆえ、国家もまたこのような意味における一つの「結合体」として本来把握されるべきものであり、構成員の「自治」と、国家権力の濫用の忌避とが、要請されるのである。⁽⁴⁾ケッテラーは国家を否定するどころか、むしろ真の「自由と自治」の不可欠の要素としてとらえている。否定されるべきは、「自由の外見を装った絶対主義」、つまり「近代自由主義」⁽⁵⁾（＝「進歩党」）の現に支配する国家であった。

ここには既に、一方では、その二年後の『労働者問題とキリスト教』で提示された五項目の方策のうち第四策、つまり「労働者階級の社会的諸力」＝「同胞との結合関係」＝「職能団体」(Körperschaft)＝「手工業者組合」と「職人組合」⁽⁶⁾、という主張を経過点として、さらに一八六九年の労働者の「団結」、労働組合の主張にまでおのびる線の、一つの基点が在している。つまり「社会的諸結合体」における「自治」という概念である。しかし他方では、いまここで国家の労働者保護立法をケッテラーが要求するだけの前提は存在しない。(ただし、一つの「結合体」としての国家把握は打ち出されている。)ケッテラーが「社会問題」領域に対する国家の役割を積極的に肯定するためには、まず「進歩党」が打ち破られなければならないし、それに代わって何らかの形で「自由と自治に基づく国家」が新たに現実生まれてこなければならぬ。そのような国家は、ケッテラーにとつては、一八六二年でも、六四年でもなく、一八六六年に、はじめて顕在化する。すなわち、「ドイツ戦争」に圧勝したビスマルク・プロイセンである。

一八六七年二月、ケッテラーは『一八六六年戦争後のドイツ』と題する一書を公刊した。この著作がもつ最大の特徴は、「ドイツ戦争」後のドイツの現実⁽⁷⁾プロイセンの覇権の承認であり、ドイツ・カトリック全般に伝統的に附着していたオーストリア的「大ドイツ主義」から、プロイセン的「小ドイツ主義」への、ケッテラーの立場の重心移動にはかならない。⁽⁷⁾既にその前年の七月九日、つまりプロイセン軍がケーニヒグレーツでオーストリア軍を殲滅した六日後に、ケッテラーは『現下の戦時におけるキリスト者の義務について』と題する司教教書を著し、そのなかで、確かに「同胞間戦争と、それを遂行するための外国（つまりイタリヤ——引用者）との同盟とを、正当化する」⁽⁸⁾プロイセンに対して、反感をかくしていかないのだが、同時に、悲惨な「同胞間戦争」に対する幻滅を背負って、新しい現実を極力冷静にうけとめ、ドイツの将来に対する展望をみいだそうとしていた。しかも、ケーニヒグレーツの決戦の直前に行なわれた選挙では、「進歩党」と「中央左派」は半減し、プロイセンの「憲法紛争」はビスマルクの勝利のうちに終息する。『一八六六年戦争後のドイツ』において、ケッテラーはその「憲法紛争」を総括していう、「この紛争は、二つの党派のうちの一方が憲法的一条項を不正に解釈したことにはなく、近代立憲制の本質のなかに諸矛盾が存していることに起因する」⁽⁹⁾と。一八六二年の『自由、權威および教会』で展開されたフランス流の「立憲制」や「機械的国家」への批判の延長線上に立ち、いま「健全な政治生活のために、フランスの国家形態の猿まねと完全に、根本的に、手を切ることを要求する」⁽¹⁰⁾ケッテラーにあっては、「ゲルマン的国体を貫徹していた理念」、つまり「君主制原理」の再興こそが理想的目標である。それゆえ、フランス流の「近代自由主義」の政治的代弁者たる「進歩党」が没落したいま、ケッテラーはビスマルクの功績を称えていう、「ビスマルクの資格は、彼が、權威と君主制原理とを代弁したことにこそ存していたのであり、

彼はこれを比類なき大胆さと技量とで行ない、それによって、少なくともさしあたっては、プロイセンをこの議会の多数経済の災いから守ったのであって、たとえこの闘争（憲法紛争——引用者）の最初の動機が不当なものであったにしても、そうなのである……。党派支配に対する君主制原理の、それ自体としては、幾重にも正当な闘争が、同じく正当な動機をもたなかったことが悔まれる」と。

ケッテラーは明らかに、いまや「進歩党」の解体したビスマルク・プロイセンに、かつて『自由、権威および教会』で説いた理想の国家の代替物をみようとしている。一八四八年の待降節説教以来ケッテラーの思想を貫いている「近代自由主義」批判という動因は、それとは逆に「ゲルマン的」「君主制原理」を体现する可能性をほらむものとしてビスマルク・プロイセンへの期待を、ケッテラーにいだかせる。そこには、オーストリアの無力と、プロイセンによる「ドイツ問題」の解決への道の鮮明化——「ドイツにも、多分全世界にも、プロイセンの現実の覇権を脅すような敵は全く存在せぬ」——という認識が働いているし、しかも（ケッテラー自身にとってはこの方が一層切実な問題であったかもしれないのだが）、一八五〇年以來のプロイセン憲法の第十二条、「信仰告白、宗教団体の結成および、共同の私的ならびに公的宗教行為の自由は保障される」、以下の宗教規定が、来るべき統一帝国の憲法に組み入れられ、西南ドイツ諸邦における長年の教会政策闘争に終止符が打たれることに対する、ケッテラーの期待もこめられている。

こうして、ケッテラーにとつては、いまや国家による労働者保護立法を要求するための根本的な前提、つまり現実の立法主体が、明白に確保できたのである。「ドイツ戦争」によるビスマルク・プロイセンの覇権の確定という動かしがたい現実とその受容こそが、基本的には、「労働者問題」に対する国家の役割の積極的評価という

新しい方向をケッターに打ち出させるための転轍器となった、とみてよいであろう。そしてこの受容の過程は、ちょうどシュルツェーデーリッテュとの闘争から国家補助の「国家」そのものがプロイセン国家に転化」⁽¹⁵⁾（傍点原文）したラッサールの場合と、少なくとも反「進歩党」というその直接の契機においては一致する。

ところでビスマルクは「権威と君主制原理とを代弁」している。しかしそれらは「自治」に基づくかねばならない。本来「君主制原理の基本的支柱は、ある王侯一統とある国民との歴史的共属関係にこそ存する」⁽¹⁶⁾。この「共属関係」は、ケッターにとつては、「ゲルマン法」に由来する。「ゲルマン法」によれば、すべての自由な人間は、他人の既得権によって、また国家権力の歴史的権利によって、制限されぬかぎり、自己の内的信条に従って行動する十分なわけがあることすべてを行なう権利を与えられている。⁽¹⁷⁾「それゆえ、ケッターはこの「ゲルマン法」に従った「自由」の概念を要求する。しかし同時に、「我々はこの概念に相応した、全市民国家生活のための形態と制度をも要求する。我々は、機械のかわりに組織を、中央集権のかわりに、他人の既得権がそこなわれぬかぎり、完全なひろがりをもった自治を要求する。我々は、統治の統一性と君主制原理——それは我々にとつてはいかなる絶対主義でもない——とがそこなわれぬかぎり、公生活への国民の参加を要求する。我々は、この自治と公生活への国民の参加とが……自然、必然的な諸結合において実現されることを要求する」⁽¹⁸⁾つまり、「ゲルマン法」に基づく「君主制原理」こそケッターの理想の国家原理であり、「組織」、「自治」、「公生活への国民の参加」こそが、その根幹となるべき「形態と制度」なのである。これは、構成員の「自治」と国家権力の濫用の忌避とを求めた一八六二年の『自由、権威および教会』の延長線上にある。このような諸原則を内包する「ゲルマン法」に依拠するかぎり、実は、一八六九年にケッターが打ち出した労働者の「団結」および「組

織」化の方向も、(それが「自然必然的な諸結合において実現される」ならば)、「団結」の要求それ自体のなかには、なんらの矛盾も存在しない。それゆえ、一八六二年の、「社会的諸結合体」における「自治」の要求は、六四年の「労働者階級の社会的諸力」、六七年の「組織」・「自治」・「公生活への国民の参加」を経て、六九年の労働者の「団結」に連結する。

我々はここで、オッフエンバッハとフルダで表明されたケッテラーの冷厳な現実認識を再び想起する必要がある。資本の「全体系はくつがえされえぬのであるから、……その体系のなかで良きものに、その天恵に、労働者をも可能なかぎり参加せしめること、これが問題である」と。資本家の「貨幣力」の「集中」の対極物として生じた労働者の「孤立化」と「無力化」とに対して、ケッテラーは確かに労働者の「団結」と国家の労働者保護立法を要求した。しかしまず、「団結」については、上述の一八六二年以来の連結線上でとらえられなければならない。『一八六六年戦争後のドイツ』によれば、ケッテラーにとっては、「労働運動の指導者たち」が呼びおこそうとしている「階級意識」とは、「全くの身分制の化身」にはかならず、「ただ別の名前がついているにすぎない」のであり、「諸身分は、まさにそれが市民的・政治的生活を形成したところの特定の諸形態において、否定されえない」のである。「商人身分は既に自己の結合をもっているし、少なくとも大地主と同様に手工業者身分、労働者身分、農民身分、貴族にも、共同利益のために一つの形態を形成する機会が与えられるならば」、また「国家がこれら個々の身分に譲渡する自由が大いに進展するならば」、「新しい健全な活力ある内的な政治生活」が、ゲルマン的基礎の上に発展するであろう⁽¹⁹⁾と。それゆえ、ケッテラーの理解に従えば、労働者階級の「団結」の自由の要求も、本質的には、「有機的」・「身分制的」・「ゲルマン的」な国家Ⅱ社会構成のなかの一要素

たる労働者身分の、全く正当な「組織」、「自治」および「公生活への参加」の要求にほかならない。

しかし現実の労働者がそれをただちに実現しようとする状態にあるのか。「孤立化」し「無力化」した労働者、「罪を犯すことと隣りあわせでいるような状態」にあり「そこからみずから抜け出ることを知らぬような極度の窮窮状態」⁽²⁰⁾にある労働者。彼らの苦悩は、「神によって人類の生計のためにと欲せられた地上の財の用途と……明らかに矛盾している」⁽²¹⁾（一八四八年の待降節説教で展開されたカトリック所有権論の延長！）そしてその意味では、その苦悩は労働者の「自然の権利」と矛盾している）。「キリスト教の恩寵に近寄れない工場人口」⁽²³⁾は、人間の本来あるべき姿ではない。しかし現実の資本の体系はくつがえしえない。では、どうするか。「このすさんだ大衆のキリスト教化を考える前に、まずはじめに彼らを人間化するための諸制度がつくられねばならない。」

ここにこそ、国家による労働者の「団結」の自由の付与と、国家の労働者保護立法とが要請される根源がある。しかし同時に、国家は労働者を「人間化」するだけで十分であり、労働者の「自治」を侵害してはならない。この国家権力の濫用の忌避の原則のゆえにこそ、ケッテラーは国家立法を、労働者の「人間化」のための保護立法に限定した。しかも「ゲルマン法」に基づく「組織」・「自治」・「公生活への参加」の根幹としての「家族」の解体は、ケッテラーにとっては、カトリック職分社会秩序の根底の解体である。それゆえにこそ、ケッテラーはとくに婦人（既婚・未婚）労働および児童労働の保護と、日曜休業制＝安息日の遵守とを叫んだのである。

一八七七年の遺稿において、「労働組合には、一つの普遍的な組織が志向されるような道を少なくとも示すような核心が、実際に存している」⁽²⁴⁾と書いたケッテラーは、同時に「それが社会主義的くさ味をもつ」ことを懸念し、依然として一八六二年以来の「ツンフト」称揚をくりかえし、「あらゆる自然的諸結合の解体」を嘆き、

労働者の結合体が「身分的誇り、身分的義務、身分的慣行を伴う倫理的基礎を再びもたねばならぬ」⁽²⁵⁾と強調していたのである。それゆえ、たとえケッテラーが労働者の「団結」と「ストライキ」とを是認していたにしても、ケッテラーの「労働組合」観そのものは、まことに「身分制」的・ドイツ的「ゲルマン的」なものであったといわねばなるまい。後年ブレンターノが、ケッテラーは雇主と同等の権利を実現しようとする労働者の志向とは相容れない、全く家父長的見解をもっていたのに、自分は当時はそのことにまだ気づかなかった、と述懐⁽²⁶⁾していることも、以上の脈絡から首肯しうるであらう。

(1) W. E. v. Ketteler, Freiheit, Autorität und Kirche, Erörterungen über die großen Probleme der Gegenwart, Mainz 1862 [Abk.: Ketteler, Freiheit], S. 109.

(2) Ebenda, S. 36.

(3) Ebenda, S. 37.

(4) Vgl. Ebenda, S. 42f.

(5) Ebenda, S. 101; Ders., in: KS, Bd. 2, S. 18.

(6) Ketteler, Arbeiterfrage, S. 130ff.; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 117f.

(7) 一八六九—七〇年の二年間マイニンツのギムナジウムの生徒としてケッテラーと親しく交わったフーンズブルーフ伯爵の次の証言は、当時のケッテラーの内面を知るうえで極めて興味深い。「ケッテラーは反プロイセン主義者などでは決してなかった。彼はハッセンの司教としても良きプロイセン人であったし、そうでありつづけたのであって、ラインラントとヴェストファーレンの本当の反プロイセン主義者たち、しばしばケッテラーの近親者たちが、彼をこのような定見のゆえに中傷したほどであった……。ケッテラーは、そのプロイセンに対する精力的な帰服に

ケッテラー社会経済理論における「自治」と国家

ケッテラー社会経済理論における「自治」と国家

もかわらず、オーストリアおよびとくにオーストリア皇室に夢中になっていた。この矛盾は、局外者には………理解しがたいところがある。しかし一つの心理的平衡が存する……。〔私の場合には〕この葛藤は、ホーエンツォルンレン家がカトリックになり、ハプスブルク家と結合してカトリック教会のヨーロッパ支配を行なう、というあこがれに似た願望と熱烈に燃えた期待とに、その平衡を見出した。さよう、同じことがケッテラーの場合にもあては^せぐだ。」(P. v. Hoensbroech, Bischof von Ketteler, in: Preussische Jahrbücher, hrsg. v. H. Delbrück, Bd. 102, 1900, S. 101f.)

- (8) W. E. v. Ketteler, Über die Pflichten des Christen in gegenwärtiger Kriegszeit, in: KS, Bd. 1, S. 189.
- (9) W. E. v. Ketteler, Deutschland nach dem Kriege von 1866 [Abk.: Ketteler, Deutschland], in: KS, Bd. 2, S. 58f.
- (10) Ebenda, S. 112.
- (11) Ebenda, S. 61.
- (12) Ebenda, S. 56.
- (13) Ebenda, Bd. 1, S. 341 Anm. 1; K. Bachem, a. a. O., Bd. 2, S. 86.
- (14) Ketteler, Deutschland, Bd. 1, S. 341.
- (15) 一八六八年一〇月一三日のマルクスからシュヴァイツァーへの手紙、大月版『全集』第三二巻、四六八頁。この点、一八六五年二月一八日のマルクスからエンゲルスへの手紙(同、第三二巻、六一頁以下)、エンゲルス「ラッサール派の労働者協会の解散によせて」(同、第一六巻、三三三頁以下)を、また、「協同組合運動」に対するマルクス自身の評価については、たとえば「国際労働者協会創立宣言」(同、第一六巻、九頁)、「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」(同、一九四頁以下)、『資本論』第三卷第二十七章(同、第二五a巻、五六一頁以下)

参考文献

- (1) Ketteler, Deutschland, in: KS, Bd. 2, S. 83.
- (17) Ebenda, S. 113.
- (18) Ebenda, S. 114f.
- (19) Ebenda, S. 115, 117f.
- (20) Ketteler, Fürsorge, in: KS, Bd. 3, S. 153.
- (21) Ebenda, S. 151.
- (22) Ketteler, Predigten, S. 19; Ders., in: KS, Bd. 2, S. 231.
- (23) Ketteler, Fürsorge, in: KS, Bd. 3, S. 151.
- (24) Ketteler, Arbeiterpartei, in: KS, Bd. 3, S. 179.
- (25) Ebenda, S. 171, 174, 176ff.
- (26) Brentano, Mein Leben, S. 48 Anm. 1.

五

一八六九年にケッテラーが公然化した、労働者の「団結」と国家の労働者保護立法という新しい二つの要求は、以上のように、とくに一八六六年の「ドイツ戦争」後のドイツの現実とその受容とを転轍器として、基本的には、一八六二年の『自由、権威および教会』で展開されたケッテラーの「身分制」的・ドイツ的「ゲルマン的」な根本国家論を支柱として、ケッテラー自身にとっては極めて整合的に、生まれたものであった。そ

してその社会政策的方策にかかわる具体的な要求項目は、主として、「自由主義の制御しがたい反抗的な息子たる社会主義」の陣営から、みずからのなかにとり入れられたものであった。しかし同時に、社会主義への闘争は、自由主義への批判（「無制限の自由」による「身分制」的諸結合の解体への批判）とともに、既に一八四八年以来ケッテラーの思考を貫く基本線である。従って、確かにケッテラーは一八六九年に方策上の推転を鮮明化したにしても、そのことはケッテラーの社会政策思想の依拠するカトリック的かつドイツ「ゲルマン的」な職分共同体社会論の基本的枠組それ自体の推転を意味するものではない。しかも、第一に、十九世紀中葉以来のドイツ国民経済に伝統的に占める「手工業」の比重の大きさ（とりわけカトリック・ドイツに不断に付着している「中産階級」的性格）、第二に、「没落」する手工業職人とくに「共産主義」の手からまもり、彼らを精神的にカトリック職分思想につなぎとめることを本来企図したコルピング（A. Köppling）の「職人組合」運動（ケッテラーが一八六四年の主著で称揚したもの）の、今日に至るまでの組織的發展、そして第三に、レオ十三世以降の歴代教皇の社会回勅における「職能団体的秩序の再建」の提唱、を想起すれば、ケッテラーのこの基本的枠組は、たんにうしろ向きの中世的「身分制」志向としてかたづけられうるものでもないであろう。その後プロイセン憲法の宗教学項の帝国憲法への編入を直接ビスマルクに訴え、それが失敗に終わったケッテラーは、「文化闘争」に対する「闘う司教」として活躍するのだが、一八六九年の新しい二つの方向は、七一年二月に脱稿したカトリックのための政治綱領草案においても展開され、しかも「労働者階級および手工業者階級の職能団体的再組織」がまず唱導されている。

一八六九年にケッテラーが労働者保護立法を國家に求めるに至ったことは、確かに、従来のカリタス一辺倒か

ら、「社会問題」領域における国家の使命と教会のそれとの区分、つまり国家社会政策という独立した範疇の創出とその存在意義の承認、(そしてそのうえでのカリタスによる国家的改良の一定の包摂)への推転を意味する。しかし同時に、既述のように、この国家の干渉をあくまで労働者の自助、つまり各種職能団体の「自治」を保障するための最低限度に抑制されるべきものとし、労働運動の「団結」の要求をも「身分制」的「自治」の近代的表現にとらえ、この「自治」と「公生活への参加」とを第一義的なものとする点で、ケッテラーの社会政策思想は、実は、一定の時代的制約をほらみながらもなお原理上は、とくにカトリック社会政策論の二大原則、「連帯性原則」Solidaritätsprinzip と「補助性原則」Subsidiaritätsprinzip を確定した⁽²¹⁾「ヴァス十一世の回勅」Quadragesimo anno (一九三一年)を経て、戦後西ドイツにおける Gesellschaftspolitik 論にまで連なるカトリックの側の系譜⁽²²⁾の、一つの嚆矢としての地位をも占めることになると思われる。

(1) W. E. v. Ketteler, Liberalismus, Socialismus und Christenthum, Rede gehalten auf der XXI. General-Versammlung der katholischen Vereine Deutschlands, 2. Aufl., Mainz 1871, S. 7; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 245.

(2) 一八七七年の遺稿で、二年前の「ゴータ合同」によって「変質」したドイツ社会主義労働運動に対して、ケッテラーが⁽²³⁾きまきま批判の調子を強めてくるのも、この基本線に即している (Ketteler, Arbeiterpartei, in: KS, Bd. 3, S. 167.)。

(3) たとえば、清成忠男「ドイツにおける手工業概念について——中小企業問題国際比較研究の一前提——」、『経済志林』第三七卷第二号(一九六九年四月)所収、を参照。

(4) 拙稿「十九世紀ドイツ・カトリック社会運動についての覚書——ケッテラー社会政策思想研究のために——」、『

ケッテラー社会経済理論における「自治」と国家

ケッテラー社会経済理論における「自治」と国家

橋研究』第三〇号（一九七五年二月）、二五頁以下を参照。ケッテラーの甥フェルディナント・ガーン（F. H. v. Galen）が一八七七年三月十九日に帝国議会で行なった「一般に『中央党の最初の社会政策的提案』といわれる『カーレン提案』が、その本来の目的は『営業の自由』の制限をめぐって手工業者層を中心とする中産階級の保護を企及するに在りしにすぎた（Vgl. z. B. A. Erdmann, a. a. O., S. 142ff.; K. Bachem, a. a. O., Bd. 2, S. 331ff.）。

- (5) Ketteler, Arbeiterfrage, S. 137; Ders., in: KS, Bd. 3, S. 123f.
- (6) Vgl. z. B. Th. Remppe, Kolpingfamilie, in: StL, Bd. 4, 1959, Sp. 1139ff. など、前掲拙稿「覚書」『一種研究』第三〇号、二六頁、二一九頁注(9)、『12』を参照。
- (7) エンゲルスマス十二世の次の回勅を参照。Quadragesimo anno, in: O. v. Nell-Breuning, Reorganization of Social Economy, The Social Encyclical Developed and Explained, New York &c., 1936 [Abh.: Reorganization], p. 423.
- (8) ケッテラーは「中世の諸特質への大々的復帰」(W. Roscher, Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland, München 1874, S. 1028.) を希求した。エンゲルスマス十二世の指摘が、ケッテラーのこの基本的枠組が、たとえはラッサールの国家＝社会論や、シタイン（L. v. Stein）の「社会的有機体」論ならし「社会的王制」概念や、シッホラー（G. v. Schmoller）の「論理的経済学」の内的連関をもつかにどうかをみきわめたいと述べ、あつたためて問い直されなければならぬ。
- (9) W. E. v. Ketteler, Brief an Graf Bismarck in Versailles, Mainz, 1. Oktober 1870, in: KS, Bd. 1, S. 407ff. Auch vgl. Gedanken und Erinnerungen von Otto Fürst von Bismarck, Volks-Ausgabe, Bd. 2, Stuttgart u. Berlin 1921, S. 152f.

- (10) これはその二年後に『カインツ帝国におけるカトリック』と題して公刊された。
- (11) W. E. v. Ketteler, Die Katholiken im Deutschen Reiche, in: KS, Bd. 2, S. 141. 全十三カ条のうち「労働者問題」に関する第十二条では、「このほか以下に以下の項目があげられてゐる。「賃務の力の搾取からの就業児童・婦人の法的保護。労働時間および日曜休業に関する法律による労働力の保護。仕事場に関する労働者の健康および道徳の法的保護。労働者階級の保護のために公布された法律の取締りのための検査官の任用。」
- (12) Quadragesimo anno, in: Reorganization, pp. 422ff. ノベ十三世の回勅 Rerum novarum (一八九一年)の四十周年を記念するこの回勅が、教会、国家および自助を第一章の三つの柱と云つてゐることは極めて示唆的である。なお、同じく七十周年を記念するモンネ十二世の回勅 Mater et Magistra (一九六一年)の次の箇所をも参照。Die Sozialenzyklika Papst Johannes' XXIII., Mater et Magistra, Über die jüngsten Entwicklungen des gesellschaftlichen Lebens und seine Gestaltung im Licht der christlichen Lehre, 3. Aufl. mit einem ausführlichen Kommentar und einer Einführung in die Soziallehre der Päpste von Leo XIII. bis zu Johannes XXIII. von E. Wely, Freiburg i. B. 1962, S. 102ff, 113, 163.
- (13) 前掲拙稿「覚書」、『一橋研究』第三〇号、一七頁、および同二〇頁注(5)を参照。